

一、拾二枚 地板目皮

ア三口 越中分

右每歳三ヶ國役皮。

明治四年三月十九日の布告に、從來斃牛馬有之節は、穢多へ相渡來處、自今牛馬は勿論、外獸類たり共、總て持主の者勝手に所置可致事。右太政官より布告相成りたるに付き、舊藩の仕來は廢止せられたり。

○梅澤記念碑

此の碑は梅澤町元皮太の舊邸地に建てたり。舊蹟には非ずといへども、此の地の美事なる故に、碑文をば爰に載す。今茲明治廿四年十月。實以當我金澤市創始三百周年。市民相議修祭儀於尾山神社。蓋在記藩祖創始之恩也。一日市民某等來請曰。慶長中我藩有細作者二人。曰治部。曰左衛門五郎。俱歷事高德。瑞龍。微妙三公。以勤功屢蒙寵榮。微妙公之時更付手書。給河北郡淺野村之地若干。使以辨馬具製造之用。併管封内秋皮冬革之事。子孫世襲。支族蔓延者五十餘家。實爲某等祖。方今政体一變。某等業雖不能如舊。然生遭遇聖世。溫飽融々。以祝此創始周年之盛儀者。蓋藩

祖德澤之遍。與祖考遺業之所致而。洵不偶然矣。希先生爲某等有記以傳焉。余既贊其學。亦嘉其志。不敢以不文辭。聊次其所語如此。

金澤開始三百年祭之前一日

信山 赤羽 萬撰
武中 本田 年書

平次按するに、梅澤町の人民たるや、今日にして往事をいふも奈何なれど、明治維新の良辰以來、百事改革の宣下ある中にも、穢多・非人等の稱を廢せられ、一般の民籍に編入せしめられしにより、上古以來異種徒の名を負ひ、一般の良民と居を共にせず。火食を避けて屠兒・穢多或は皮多などの汚名を蒙る事幾千年にて、實に憫然に堪へざりしが、始て皇國一般の良民と成り、吾舊藩國初以來居住せしめられし街尾の棄地なる垣内をば振捨て、繁華の地を見立て、己が氣のまゝに家屋を求め、市中一般の商人と成り、盛大なる商塵を開きし人々多し。實に古今未曾有の恩典、王政復古の僥倖ともいふべく、維新以來金澤市中甚だ衰微すといへども、淺野町の街尾梅澤町の美談といふべし。

○大衆免

大衆免は此の地邊の惣名にて、俗に大衆免台と呼べり。往古は都て大衆免村の地内なる故なり。此の地邊は従前度々火災ありて、其の都度必ず大火と成りしゆゑに、此の地よりの出火をば大衆免焼と稱し、稍遠く隔つといへども、諸人必ず恐怖すといへり。

○大衆免來歴

此の地名の記録に見わたるは、富樫記に、長享二年六月當國主富樫政親石川郡高尾に籠城し、本願寺一揆の賊魁ども高尾城を取圍み、淺野大衆目に陣取るとも、又は淺野大衆免所々に陣取るともあり。是此の地名の記録に見わたる初めならんか。大衆目或は大衆免とも見わたる地名の濫觴は、如何なる由なりけん。三州志韃囊餘考に云ふ。昔神宮寺と云ふ大刹、談議所村邊なる神宮寺村の地にあり。談議所は此の寺主の談議所にて、大衆免は此寺の大衆の領田の地たりしが、延議免許あるに依りて、其の頃大衆免と呼び來りしを、後世地名となれりといふ。とあり。今按するに、右傳説は山上春日社記に、當社春日養老元年四月鎮座。

小坂庄之惣社也云々。神宮寺邑。大衆免邑。山上邑。談議所邑者。以當社爲産神。往古神宮寺今爲邑。邑中有大榎樹。此別宮之舊跡也。大衆之領地。今或爲民居。或爲市塵。今稱大衆免村。大衆庶事評議所今爲邑。談議所村是也。と載せられたるも、是も後人の記載せしものなれば、俗説をのせたるものなるべし。但し彼の春日神社は、今いふ小坂神社にて、小坂庄は康正二年造内裏段錢國役引付に、春日社領加州小坂庄西方段錢とて記載し、春日社家日記に、永正十八年正月一日以來御神事日記目六條々とある中に、加賀國小坂庄御供備進之事などありて、往古は大和國の春日の神領なり。故に此の地に春日を勸請して、神宮寺をも建立せし事知られけり。されば大衆免は、大和春日の遙拜所なる神宮寺の大衆にて、免は免田の由縁ならんか。往古諸國に免田といふ事、古文書に多く載せたり。免田は諸役免許の由なりといへり。長秋記に、大治四年五月十七日甲午。鎮西社新免田可停止有陣定云々。など、此の外多く見たり。又按するに、大衆免の地名古來大衆目とも書きて、ダイジユメと呼べり。能登國羽咋郡豊後明村を、或は豊後名村と